令和８年 10 月 21 日

事　業　主　各　位

（一社）中部労働技能教習センター
長野県建設業協会長野支部

「小型移動式クレーン運転技能講習」
「玉掛け技能講習」　セット講習のご案内

つり上げ荷重が１トン以上５トン未満の移動式クレーンを運転する業務（道路上を走行させる運転を除く）には、労働安全衛生法第 61 条、同法施行令第 20 条第７号（就業制限に係る業務）により、小型移動式クレーン運転技能講習修了者でなければ従事することができません。

制限荷重が１トン以上の揚貨装置又はつり上げ荷重が１トン以上のクレーン、移動式クレーン若しくはデリックの玉掛けの業務には、労働安全衛生法第 61 条、同法施行令第 20 条第 16 号（就業制限に係る業務）により、玉掛け技能講習修了者でなければ従事することができません。

つきましては、下記により「小型移動式クレーン運転技能講習」と「玉掛け技能講習」のセット講習を実施しますので、この機会に受講されますようご案内致します。

記

１　技能講習の日時

令和８年１２月１４日（月）～１８日（金）　受付　７時４５分～　　開講　８時

※全日程とも講習開始時刻に遅刻した場合、理由の如何を問わず受講できません

２　技能講習の場所

（一社）中部労働技能教習センター　長野会場

長野市松代町東寺尾字観音前北（柴地籍）2681-3　　（電話：026-278-9255）

３　受講料等及び受講資格

受　講　資　格	所要日数	学科時間	実技時間	受講料（税込）	教材費
小型移動式クレーンと玉掛けを併せて受講される方 （右記の講習時間は上段が小型移動式クレーン、下段が玉掛け）	5 日	13 時間	7 時間	59,400 円	無　料
		9 時間	6 時間		
① クレーン運転士免許、デリック運転士免許又は揚貨装置運転士免許を有する者 ② 床上操作式クレーン運転技能講習修了者 ※上記①･②のいずれかに該当される方 （右記の講習時間は上段が小型移動式クレーン、下段が玉掛け）		10 時間	6 時間	57,200 円	無料
		9 時間	6 時間		

※補講料：30 分につき　学科 1,100 円（税込）　実技 1,650 円（税込）

４　講習科目

小型移動式クレーン運転技能講習（所要日数３日）

学　科	① 小型移動式クレーンに関する知識 ② 原動機及び電気に関する知識 ③ 運転のために必要な力学に関する知識 ④ 関係法令
実　技	① 小型移動式クレーンの運転 ② 運転のための合図

玉掛け技能講習（所要日数２日）

学　科	① クレーン、移動式クレーン、デリック及び揚貨装置に関する知識 ② クレーン等の玉掛けの方法 ③ 関係法令
実　技	① クレーン等の玉掛け

５　受講受付人員及び受講申込締切日

定　員　　１５名

※コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策に基づき当面の間、定員数を制限させて頂きます。また、発熱・咳等自覚症状のある場合は受講自粛として頂くほか、講習中はマスクの常時着用の徹底と、実技講習に使用する手袋の持参にご協力頂きますようよろしくお願い申し上げます。

締切日　　令和８年１１月３０日（月）

（ただし、定員になり次第締切。なお、一定の受講者数に満たない場合は、実施を見合わせることがあります。）

６　受講申込及び受講料納入

受講申込は、「小型移動式クレーン運転技能講習・玉掛け技能講習セット講習受講申込書」に、

① 写真１枚（縦 3cm×横 2.5cm　裏面に名前明記）

② 受講料　　を添え、

長野県建設業協会長野支部　長野市岡田町 124（電話：026-227-6226）へお申込み下さい。

※　お振込みでも取り扱っています。

振込先：　八十二長野銀行　長野駅前支店　普通預金　３８６３４３

長野県建設業協会長野支部講習会　　振込手数料は差し引かないで下さい。

７　助成金について

長野労働局　職業安定部　職業対策課へお問い合わせ下さい。

TEL：０２６－２２６－０８６６